

# 答 申

平成24年3月1日  
板橋区資源環境審議会

## 1 はじめに

本審議会は、平成 23 年 3 月 28 日、東京都板橋区資源環境審議会条例（平成 9 年 6 月 24 日東京都板橋区条例第 30 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、板橋区長から「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）の改定について」諮問を受けました。

区長からの諮問に対し、本審議会は、各委員が学識経験者、地域団体・区民等を代表する者としての自覚と責任のもとに、区民の信頼に応えられるよう公平かつ客観的な立場で慎重に審議を行いました。

また、短期間に深度ある審議を進めるため、清掃・リサイクル部会を設置して、審議会 3 回、部会 6 回の計 9 回にわたり、専門的見地や区民視点による議論を重ねてきました。

この度、循環型都市「エコポリス板橋」の実現に向けて、さらなる一步を踏み出すための課題を整理し、必要な施策について取りまとめましたので、ここに答申を行います。

## 2 第 2 次計画の進捗状況・評価

### (1) 数値目標の達成状況・評価

第 2 次計画では、数値目標として平成 16 年度比で、ごみ・資源の総排出量を 2 %削減、ごみ量を 10 %削減すること、及びリサイクル率 25 %を達成することを掲げています。

ごみ・資源の総排出量は、平成 22 年度は 10.0 %の削減率で目標に到達しています。

また、ごみ量の削減率についても、平成 22 年度は 10.8 %で目標に到達しています。

一方、リサイクル率は平成 22 年度は 18.5 %で、目標に到達していません。

したがって、総排出量の削減及びごみ量の削減については、今後新たな目標を設定する必要があります。

### (2) 主要課題の進捗状況・評価

第 2 次計画では、「事業系ごみの抑制」・「廃プラスチックの取り扱い」・「家庭ごみの有料化」の 3 点を、主要課題としています。各主要課題の進捗状況・評価は、以下のとおりです。

#### 1) 事業系ごみの抑制

事業系の持込ごみ量は、平成 17 年度以降は順調に減少していて、22 年度は 16 年度比で約 13 %削減となっています。

しかし、平成 22 年度に実施した事業者へのアンケート調査や、ごみ排出実態調査における組成分析調査等では、より一層の減量・資源化の余地が残されていると考えられ、引き続き効果的な減量・資源化施策を検討していくことが望ましいと考えられます。

#### 2) 廃プラスチックの取り扱い

廃プラスチックの削減に向け、平成 19 年度からペットボトルの集積所回収やトレイ・ボトルの拠点回収を開始し、20 年度からはその他の資源化しないプラスチックのサーマルリサイクルを本格実施しました。

リサイクル率の数値目標は未達成ですが、新たな廃プラスチック（プラスチック製容器包装）の分別収集を実施し、より一層分別を徹底すること等で、目標を達成できる可能性があります。

しかしながら、プラスチック製容器包装を全面的に分別収集する場合には、新たな経費負担を伴うとともに、処理施設（選別・保管施設）の確保等に大きな課題が残ることに十分留意する必要があります。

### 3) 家庭ごみの有料化

家庭ごみの有料化については、平成 22 年度に実施した区民へのアンケート調査等で、意見把握等を進めています。

しかし、有料化する前にリサイクル可能なものは全てリサイクルする等、まだ検討すべき課題が多く残されていると考えられ、それらの課題を解決した後の最終方針として取り組むべきものと思われます。

## 3 計画改定に向けた課題

第 2 次計画で掲げた 3 つの主要課題のうち、「廃プラスチックの取り扱い」の全面分別収集及び「家庭ごみの有料化」については、課題が多く残されていることから引き続き検討を要する項目です。

「事業系ごみの抑制」については、事業系の持込ごみ量が減少傾向にあり一定の成果が表れていますが、「新たなごみ減量施策の検討・推進」の一環として、さらなる対策を追求していくべきです。

### (1) 廃プラスチックの取り扱い

廃プラスチックの取り扱いについては、ごみの減量率及びリサイクル率を高める観点から、より一層資源化の推進に向けた取り組みを行うことが必要です。

ただし、プラスチック製容器包装を全面的に分別収集するには、選別・保管施設の確保や費用の面で課題が多いため、区民に分かりやすい品目に限定して収集することから開始する等の工夫が必要です。

また、リサイクル率の向上には、雑がみ等資源化可能物についての分別徹底等も、合わせて進めていくことが重要です。

### (2) 新たなごみ減量施策の検討・推進

組成分析調査によると、可燃ごみでは生ごみや紙類の量が多いので、これらに焦点を当てた施策が効果的です。

また、事業系ごみについても年々排出量は減少しているものの、まだ資源化できる余地があると考えられます。

一方、今後はより一層、ごみを出さない生活・事業活動を追求していく取り組みが求められます。こうした取り組みへの対処には、区民・事業者・行政の連携が必要不可欠であり、普及啓発や運営管理等の観点からも引き続き改善点を考察・分析し、施策として組み立てて展開していく必要があります。

新たなごみ減量施策の検討・推進のために課題を整理すると、下記のとおりになります。

- 1) 生ごみの減量・資源化
- 2) 雑がみ等資源化可能物の分別徹底
- 3) レジ袋対策等販売店・消費者と連携した取り組み
- 4) 地域単位・居住単位の取り組み
- 5) 事業系ごみ対策
- 6) その他（リサイクルプラザを拠点とした取り組み）

### (3) 家庭ごみ有料化に向けた取り組み

家庭ごみ有料化については、区民へのアンケートにより意識調査を継続的に実施していますが、これまでどの調査においても否定的な意見が多い結果となっています。有料化を実施する前に、まず他のごみ減量・資源化施策を推進していくことが求められていると言えます。

一方、計画の数値目標の達成が困難な場合等には、有料化がさらなるごみ減量化の手段として、効果的であるかを判断する必要があります。

したがって、ごみ減量効果や近隣区の状況把握、自治体間連携等、調査・検討は継続する必要があります。

## 4 重点施策等

前項で掲げた「計画改定に向けた課題」に対応するため、以下のとおり重点施策を設定し、施策の早期展開を図る必要があります。また、ここでは各施策における留意事項も挙げます。

なお、すべての取り組みに共通して、区民や事業者等に対してあらゆる場面で、必要な情報を提供する普及啓発体制の充実を図っていくべきと考えます。

### (1) プラスチック類の資源化の推進

- プラスチック製容器包装を全面的に分別収集の対象とした場合、区民にとって分別の方法等の分かりやすさや費用、選別・保管施設や収集体制の確保等が大きな課題となるので、まずは分別品目を絞って実施すること。
- 最終的にはさらなるごみ減量、リサイクル率向上及び地球温暖化対策に資するCO<sub>2</sub>削減に向けて、プラスチック製容器包装を全面的に分別収集することを目指していくこと。

### (2) 新たなごみ減量施策の推進

#### 1) 生ごみ減量・資源化施策

- 多種多様な普及啓発方策により、家庭内での生ごみの水切り行動を推進していくこと。
- コンポスト容器や生ごみ処理機の購入助成制度に加えて、情報提供や活動支援、行政の公園管理部門や児童・教育施設管理部門との連携を図っていく等、ソフト面の対策も推進していくこと。
- 地域や学校等と連携して、生ごみをリサイクルした成果物について、有効利用していく小さな循環システムを構築するために、短期的・中長期的にどのような取り組みの可能性があるかを検討すること。
- 生ごみをリサイクルした成果物が有効利用されるように配慮すること。

## 2) 紙類資源化施策

- 雑がみの収集・資源化を推進するしくみを構築すること。
- 雑がみを排出する際に、排出者自身の個人情報の管理についても啓発すること。
- 板橋かたつむり運動（3R）の積極的な展開や出前講座の充実等、様々な手法を組み合わせて効果的な普及啓発を行っていくこと。
- 集団回収について、区民が参加しやすい環境整備や地域の担い手を育成する等、引き続き維持・発展に取り組んでいくこと。

## 3) 販売店と連携した取り組み

- 区内商店街や販売店における板橋かたつむり運動（3R）の強化を目指し、区民・事業者・行政の連携を密に各種取り組みを展開していくこと。
- 区内販売店と協力して多種多様な広報媒体の活用や、イベント月間等の形で積極的な普及啓発を展開していくこと。
- 販売店における店頭回収活用について普及啓発していくこと。

## 4) 地域単位・居住単位の取り組み

- 地域・グループ単位におけるごみ減量等に関する草の根活動を活性化していくこと。
- 少子高齢化の進展・単身世帯の増加といった社会動向に対応して、効果的な各種廃棄物収集体制を整備していくこと。

## 5) 事業系ごみ対策

- 事業者の自己処理責任を徹底するため、排出基準の強化を図っていくこと。
- 小規模事業者に対しては新たな支援策を講じていくこと。
- 多様な資源回収ルート確保を図ること。

## 6) リサイクルプラザを拠点とした取り組み等

- 区民・事業者の活動拠点として、リサイクルプラザの役割や機能をより一層充実させ、効用を高めていくこと。
- NPOや区民グループ、事業者団体等による取り組みの活性化を図っていくこと。

## (3) 家庭ごみ有料化についての調査・検討

- 家庭ごみ有料化はごみの排出抑制・リサイクルの最終的な手段と位置づけ、まず他の重点施策等を推進すること。
- そのうえで目標達成が困難な場合等には、家庭ごみ有料化の取り組みについて、さらなるごみ減量化の手段として効果的であるかを判断すること。
- 必要な調査・検討は続けていくこと。

## (4) その他

- 小型家電等に含まれるレアメタル・レアアース等について、資源回収を検討すること。
- 災害廃棄物等の処理について対策を検討すること。

## 5 生活排水処理

第2次計画策定当時から浄化槽設置基数及びくみ取り戸数が大幅に減少していることから、現状施策を踏襲していくことを基本線として、引き続き下水道使用率 100%を目指していくことが妥当と考えます。

## 6 おわりに

本答申は、慎重に審議を重ねた結果であり、内容については最大限尊重し、実現に向けて取り組まれることを期待します。

また、新たな一般廃棄物処理基本計画については、ごみ減量・リサイクル推進についての指針として、多くの区民・事業者等に理解・活用され、人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」がより一層発展していくことを切望いたします。